

トランプ政権下における米国移民法の実務

— L ブランケットビザと E ビザを中心として

アメリカで就労するためのビザの取得・更新・延長手続きにあたっての留意点とは。アメリカに駐在して仕事をする場合に広く使われる E ビザおよび L ビザを中心に本間道治弁護士が解説する。

(2019年9月9日開催、第84回国際人事部会での講演を基に編集)

「将来のため」では申請できない

Q 1 E ビザとはどのようなものか？

E-1(貿易従事者)とE-2(投資家)があり、それぞれ日米間の貿易量、米国への投資額等の条件がある。共通するのは、役員、管理監督者、もしくは事業の成功に不可欠な特殊な技術・知識をもった人材であること。ビザの有効期間は日本人には原則として5年間だが、更新は何回でもできる

Q 2 L ビザとは？

L-1A(役員管理職用)とL-1B(特殊知識保有者用)がある。滞在期間はL-1Aが最長7年(新規3年+2年間の更新が2度認められる)、L-1Bが5年(新規3年+2年間の更新が1度認められる)。

Q 3 L ブランケットビザは何が違うのか？

L ブランケットは多国籍企業の国際間人事異動用にビザの取得を簡素化した制度。アメリカで子会社が移民局に1件1件申請しなくても、直接ビザ申請者が日本のアメリカ大使館・領事館でLビザの申請ができる。

Q 4 若手社員にアメリカで経験を積ませるために、E ビザやL ビザは使えるのか？

「将来のため」という申請理由はあり得ない。あくまで米国の子会社で役に立つ高度な知識や

技術をもつ人に限られる。経験を積むためならば 트레이ニービザなど別の方法で申請すべきだ。

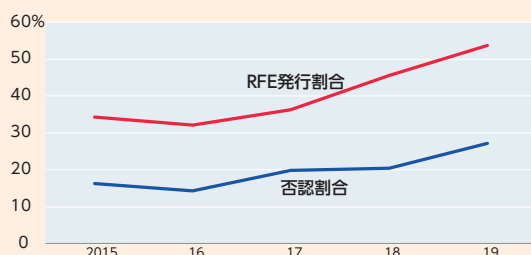
ビザ審査が以前に比べ厳しく

Q 5 トランプ政権になって何か変化は？

トランプ政権は国民の雇用を守るためとして、H1-B ビザ(アメリカ企業のために発給されていた専門職用。インド人や中国人など外国人で大学を卒業したIT 専門家などに与えられる)とLビザの乱用を防止する措置をとる方針を打ち出している。今後、Lビザに対する審査や監視が厳しくなったり、新たな条件が課せられることも考えられる。

アメリカ移民局の発表によると、17年度(16年10月)以降、連邦移民局でのL-1申請の否認

アメリカ移民局でのL-1申請の審査の現状
4件に1件は否認される



出所：講演資料を基に日外協作成